

第17回 由利本荘市行政改革推進委員会

日時 平成27年8月4日（火）
午後1時30分～
場所 由利本荘市役所 5階第6会議室

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 副市長あいさつ

4. 案件

（1）行政改革推進委員会について …… 資料No.2.3

（2）委員長及び副委員長の選任について

（3）第3次行政改革大綱の取り組みについて …… 資料（事前送付）

5. その他

6. 閉会

由利本荘市行政改革推進委員会委員名簿

○委員名簿

氏名	所 屬・役職等
今野 正樹	秋田しんせい農業協同組合代表理事専務
森井 安子	秋田しんせい農業協同組合女性部副部長
大友 司	由利本荘市商工会青年部部長
阿部 里美	由利本荘市商工会女性部部長
加藤 充英	連合秋田本荘地域協議会事務局長
阿部 タツ子	由利本荘市婦人団体連絡協議会会长
佐藤 知	公益社団法人由利本荘青年会議所理事長

○市出席者及び事務局

職 名	氏 名	備考
副 市 長	石 川 裕	
総 務 部 長	阿 部 太津夫	
総務部政策監兼 行政改革推進課長	木 原 彰	
行政改革推進課 行政改革推進班長	佐 藤 徳 和	
行政改革推進課 主 査	新 田 朋 己	

○由利本荘市行政改革推進委員会条例

平成17年12月22日

条例第304号

改正 平成22年3月26日条例第5号

(設置)

第1条 市の行政改革の推進に資するため、由利本荘市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市が行う行政改革に関する大綱の策定及びその推進に対して意見を述べ、必要な助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、市政について優れた識見を有する者の中から、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員会の会議の議長は、委員長が務める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、由利本荘市総務部において処理する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第5号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

平成27年度 由利本荘市行政改革推進本部組織図

